

平成29年(ワ)第125号・第535号, 平成30年(ワ)第468号  
安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 阿部 裕 外 224名 (平成29年(ワ)第125号事件)

原告 上田 優美子 外 33名 (平成29年(ワ)第535号事件)

原告 芥川 仁 外 19名 (平成30年(ワ)第468号事件)

被告 国

## 準備書面 (11)

(核兵器禁止条約, 平和への権利宣言採択へ向け果たした

日本国憲法9条の役割・普遍的先駆的価値)

2019 (平成31) 年1月 日

宮崎地方裁判所民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 後 藤 好 成

弁護士 松 田 幸 子

弁護士 江 原 健 太

弁護士 成 見 暁 子

弁護士 成 見 幸 子

弁護士 山 田 秀 一

他22名

## 目次

第1	はじめに.....	4
第2	日本国平和憲法の誕生とその背景.....	5
1	国際連合の結成.....	5
2	1945年8月原子爆弾投下.....	5
3	日本国憲法の制定.....	7
第3	核抑止論を克服する力.....	11
1	核不拡散条約の採択.....	11
2	I A L A N A会議.....	11
第4	核兵器の違法性の判断.....	12
1	下田判決.....	12
2	国際司法裁判所 I C Jによる「核兵器の違法性に関する勧告」.....	12
第5	憲法9条が世界平和の原則だと確認したハーグ平和アピール国際市民社会会議..	14
第6	紛争への「反応」から紛争の「予防」への転換.....	15
1	武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ (G P P A C) .....	15
2	G P P A C東北アジア地域会議と東京アジェンダに盛り込まれた憲法9条.....	17
3	G P P A C世界宣言に盛り込まれた憲法9条.....	18
第7	第1回世界平和フォーラム (W P F) .....	19
第8	世界9条会議.....	19
第9	日本国憲法9条に対する評価.....	26
1	バートランドラッセル.....	26
2	アーノルド・トインビー.....	27
3	幣原喜重郎.....	27
4	ウイラマントリー.....	28
5	ミコル・サビア.....	29
6	マハティール・マレーシア首相.....	30

第10	世界が模範とする日本国憲法9条 .....	30
1	日本国憲法9条と類似した条項が定められた憲法を持つ国々 .....	30
2	平和のシンボルとして世界に広がり歓迎される日本国憲法9条 .....	31
第11	戦争法から国際人道法へ.....	31
1	2010年NPT再検討会議最終文書.....	31
2	共同声明の広がり .....	32
3	ICANの国際会議.....	32
4	核兵器禁止条約の経緯.....	32
5	国連で核兵器禁止条約の採択 .....	33
6	国連で平和への権利宣言採択 .....	34
7	平和への権利と日本国憲法との関係 .....	37
8	小括.....	37
第12	終わりに.....	38

## 第1 はじめに

人類の歴史は、幾多の戦争を繰り返し、その悲惨の中から、人道・人権思想を獲得し、残虐な兵器を禁止し、紛争解決の方法としての戦争を放棄し、平和・安全保障の方法を発展させてきた。

「平和こそが人権保障の前提である」ということが人類共通の考え方になった。残虐兵器の極み・悪魔の兵器と言われる核兵器が出現し、1945年の原爆投下を経て制定された憲法9条及び前文は、人類を滅亡から救い、世界中の人々を「恐怖と欠乏」から免れさせ、平和のうちに生存する権利を認めようという英知の結晶であり、人類が築いた最高の法規範というべきである。

憲法9条及び前文は日本が、原爆投下による地獄を見て、人類が生き延び、平和を維持するには「戦争を放棄し、軍備は一切持たない」、戦力・武力ではなく相互信頼による対話・外交交渉により紛争を民主的に解決し、軍備費を教育・医療・福祉・文化の費用に充てて国民・世界市民の生活を豊かにすることが必要であると認識して制定した、世界で最も進んだ抜本的な法規範である。

憲法9条は、戦後、国内の最高法規のみならず、個人の尊厳・人権を基礎にした世界の平和の礎であるとの認識をリードしてきた法理である。

戦後70年余り、世界から尊敬される日本国憲法があったからこそ、日本は世界の誰をも殺さず、また国民が殺されることもなかった。

この間、多くの国や多くの日本国民を含む世界市民および、無数のNGOが個々にまた連帯して、まさに不断の努力をして、これら法理を世界の規範とすべく、会議を重ね、国連を動かし、ついに2016年12月「平和への権利国連宣言」、2017年7月「核兵器禁止条約」を獲得したと言ってよい。日本政府はこれら決議に反対したが、平和憲法を投げ捨て、人類の歴史に逆行する政府の行為により、人類の一員である我々国民・原告はひどく傷ついている。

世界は、日本に対して、日本国憲法9条を堅持し、核兵器禁止条約、全世界の人民が平和に生きる権利を謳う憲法前文2段・平和に生きる権利宣言の条約化と、これら

の条約へ参加し、世界平和を進める役割を果たすことを求めている。しかし、政府は、新安保法制法を成立させ、日本を戦争ができる国へ変貌させ、世界平和の実現どころか、日本国民たる原告らを戦争へと巻き込もうとしている。

本書面では、日本国憲法 9 条誕生の背景と、核兵器を違法化・禁止し、平和への権利を承認していく国際社会の努力の中で、日本国憲法 9 条が果たした役割について概観し、日本国憲法 9 条の普遍的先駆的価値について述べるものである。

## 第 2 日本国平和憲法の誕生とその背景

### 1 国際連合の結成

1945年6月26日、第2次世界大戦の惨禍の末期、平和と安全を維持することを目的として、国際連合憲章に同意した諸国によって国際連合（原加盟国 51，現在 193 か国）が結成された。

国連憲章は、(加盟国による) 武力による威嚇または武力の行使を禁止し、国際的紛争は平和的手段によって解決しなければならないとしたが、しかし加盟国に対し武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間、「個別的または集団的自衛の権利を害するものではない」（51条）として、自衛のためと称する武力攻撃を行うことができる余地を残したものであった。

### 2 1945年8月原子爆弾投下

1945年8月、アメリカが、広島・長崎へ原子爆弾を投下して、一瞬のうちに都市を瓦礫と化し、熱線・放射線・爆風などにより 20 万人を超える市民を無差別に殺した。

日本政府は、同年8月10日、スイス政府を通してアメリカ政府へ「新奇にして、かつ従来のいかなる兵器、投射物にも比し得ざる無差別残虐性を有する本件爆弾を使用せるは、人類文化に対する新たな罪悪なり」との抗議電報を送っている。

この抗議文（以下の通り）により、歴史上初めて、「核兵器使用が国際法違反だ」と指摘された。

『・・・広島市は何ら特殊の軍事的防備乃至施設を施し居らざる普通の一地方都市にして同市全体として一つの軍事目標たるの性質を有するものに非ず、本件爆撃に関する声明において米国大統領「トルーマン」はわれらは船渠工場および交通施設を破壊すべしと言ひをるも、本件爆弾は落下傘を付して投下せられ空中において炸裂し極めて広き範囲に破壊的効力を及ぼすものなるを以ってこれによる攻撃の効果を右の如き特定目標に限定することは技術的に全然不可能な事明瞭にして右の如き本件爆弾の性能については米国側においてもすでに承知してをるところなり、また実際の被害状況に徴するも被害地域は広範囲にわたり右地域内にあるものは交戦者、非交戦者の別なく、また男女老幼を問はず、すべて爆風および輻射熱により無差別に殺傷せられその被害範囲の一般的にして、かつ甚大なるのみならず、個々の傷害状況よりみるも未だ見ざる残虐なものと云ふべきなり、抑々交戦者は害敵手段の選択につき無制限の権利を有するものに非ざること及び不必要の苦痛を与ふべき兵器、投射物其の他の物質を使用すべからざることとは戦時国際法の根本原則にして、それぞれ陸戦の法規慣例に関する条約附属書、陸戦の法規慣例に関する規則第二十二條、及び第二十三條（ホ）号に明定せらるるところなり、・・・米国が今回使用したる本件爆弾は、その性能の無差別かつ惨虐性において、従来かかる性能を有するが故に使用を禁止せられをる毒ガスその他の兵器を遥かに凌駕しをれり、米国は国際法および人道の根本原則を無視して、すでに広範囲にわたり帝国の諸都市に対して無差別爆撃を実施し来り多数の老幼婦女子を殺傷し神社仏閣学校病院一般民家などを倒壊または焼失せしめたり、而して今や新奇にして、かつ従来のいかなる兵器、投射物にも比し得ざる無差別惨虐性を有する本件爆弾を使用せるは人類文化に対する新たな罪状なり帝国政府は自からの名においてかつまた全人類および文明の名において米国政府を糾弾すると共に即時かかる非人道的兵器の使用を放棄すべきことを嚴重に要求す』（甲 B 3 3 : 「原爆裁判 核兵器廃絶と被爆者援護の法理」松井康浩、247頁～249頁、甲 B 3 4 : 「核兵器使用と国際人道法 — 1996年核兵器使用と使用の威嚇の使用に関する国際司法裁判所勧告的意見を中心にして—」篠田英朗、123～124頁）

### 3 日本国憲法の制定

時を遡り、ハーグ会議（1899年、1907年）では、国際紛争の平和的解決のために軍縮と拘束力のある常設国際裁判所の設立が協議され、日本も会議に参加していた。その国際裁判所（現在のICJの前身）の裁判官のリストには、日本の幣原喜重郎が1918～1924年まで載せられていた。幣原は、ベルサイユ会議（1919年1月）に参加し、世界最初の集団安全保障による平和維持を目的とした国際機関・国際連盟（1920年設立）の創案者の一人として、また、ワシントン海軍軍縮会議（1921年11月～1922年2月）でも重要な役割を果たしたと言われている（甲B35：「ドイツ人学者から見た日本国憲法」K・シルヒトマン、17頁、23～24頁）。

戦争放棄に関する（不戦）条約（1928年8月28日パリで採択）は、「①国際紛争を解決するため、および国策遂行の手段としての戦争を放棄する：②紛争・紛議の性質・起因のいかんを問わず平和的手段のみで解決する」と誓った。第一次世界大戦の悲惨な体験を経て世界が戦争そのものを否定して「戦争の違法化」を合意し、国際紛争の平和的処理の流れをつくるうえで、重要な意味を持つ条約であるが、国際連盟の制裁として行われる戦争や自衛戦争は対象から除外されることも了解されたことから、「自衛権」という例外（自衛のための戦争は可能であるという道）を残した。

幣原は、1924年の大正から昭和にかけて4度の外務大臣を歴任、平和と協調の外交方針で大陸への武力進出に反対で、1931年満州事変を機に辞職し、翼賛会には入らず、戦後組閣を命じられ1945年10月9日から1946年5月22日まで総理大臣、その後続いて吉田内閣の国務大臣を務めているところ、憲法草案審議に関与した。（甲B36：「幣原喜重郎 外交50年」日本図書センター、209頁、224頁、236～243頁）

1946年8月30日、第90回帝国議会貴族院議院において、伯爵林博太郎は「戦争放棄の条項」について、以下のように質問を投げかけた。

（幣原国務相は）「国際紛争から生ずる戦争は禁ずる、人類の滅亡をきたす戦争とい

うものはこれを禁止しなければならない、又最も要点とするところは、文化と戦争とは両立せざるものである」と言われましたが、まことに理念の上、観念の上から行きましたならば御尤もなことであると思いますし、平和ということは孰れの国におきましても、国民は熱望している、・・・併し、何故今まで戦争は絶えなかったのか、国際情勢はどうでありますか、条理の上から行きましたならば、平和ということは我々の理想であるに違いない一点の疑いを入れないのであるが、戦争がどうして起こってくるのであるか・・・本能がある、戦争に対しては闘争本能というのがその起源をなしております・・・競争心を利用してこそ進歩がある・・・本能を克服することが必要である。」

これに対し、幣原は以下のように答弁している。

「闘争本能と申しましても、ごく平和的な建設的な闘争であれば、その本能の発達は望ましいことで、その方向に向かって進まなければならぬが、この闘争的な殺人的な破壊的な闘争でありますならば、我々はどこまでも否認、その本能は矯めなければならないと思う。・・・昔と比べると、段々と武器の進歩、破壊的武器の進歩、発明というものに伴いまして、どうもこの戦争の惨憺たる残虐なる有様が心のうちに映じてまいります。初めて戦争放棄という議論が行われて来ている。我々は今日、広い国際関係の原野におきまして、単独にこの戦争放棄の旗を掲げていくのでありますけれども、他日必ず我々の後についてくる者があると私は確信している。・・・外国の記者にこの確信を説明した・・・原子爆弾というものが発見されただけでも、或戦争論者に対して、余程再考を促すことになって居る。日本は今や徹底的な平和運動の先頭に立って、この一つの大きな旗を担いで進んで行くものである。戦争を放棄するということになりますと、一切の軍備は不要になります。軍備が不要になりますれば、我々が従来軍備のために費やして居った費用というものも当然不要になるのであります。軍事費のために、不生産的な軍事費のために、歳出の重要な部分を消費している諸国に比べますと、我が国は平和的活動の上において極めて有利な立場に立つのであります。国際間においてわが国際的地位を高くするものは、我々のこれから後の平和産業の発達、科学文化の振興、これに如くものはありませぬ。この平和的活動があつてこそ、日本



の将来はあるものと私は考えて居る。(ここ) 数年のうちは戦争・負け戦の後始末・善後策のために、いろいろ我々の活動力を奪われるでありましょうが、追って、これが一度片ずきますれば、我々の前途と言うものは大きな光をもって充ちていると思うのであります。我々は皆さまと共にこの理想をもって、平和活動の上におきまして、総ての全力、国家の財源、国民の活動力を上げて、この方面に進む日の一日も速やかに来らんことを私は心から祈るものであります。(拍手) (甲 B37 : 「官報号外 昭和21年8月31日 第90回帝国議会貴族院議事速記録第27号」 329頁～335頁)。

幣原は、上記答弁を行う前、1946年1月24日、新薬ペニシリンで病気が治癒した礼を言いたいとしてマッカーサーを訪ねていた。幣原は、マッカーサーに対して、

「新憲法で『戦争放棄』条項を含め、その条項では、同時に日本は軍事機構は一切持たないと決めたい」

「そうすれば、旧陸軍がいつの日か再び権力を握るような手段を未然に打ち消すことになり、また日本にはふたたび戦争を起こす意志は絶対がないことを世界に納得させるという二重の目的が達せられる、そして日本は貧しい国で、軍備に金を注ぎ込むような余裕はないのだから、日本に残されている資源は何によらず挙げて経済再建に充てるべきだ」

と、戦争放棄、戦力不保持を提案した。これに対し、マッカーサーは腰が抜けるほど驚いた。戦争を国際間の紛争解決には時代遅れの手段として廃止することは長年熱情を傾けてきた夢であった。数多くの戦争とその結果の破壊を見てきて、原子爆弾の完成で戦争を嫌悪する気持ちは当然ながら最高度に高まったという話での長時間の会談となった。幣原は「世界は私たちを非現実的な夢想家と笑いあざけるかもしれない。

しかし、百年後には私たちは預言者といわれますよ」と言ったとの記載がある(甲 B38 : 「マッカーサー回想記(下)」津島一夫訳、164頁)。「幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について」憲法調査会事務局(甲 B39 : 「日本国憲法9条に込められた魂」付録5)、前掲「ドイツ人学者から見た日本国憲法」K・シルヒ

トマン（甲 B35：28頁～35頁）、前掲「幣原喜重郎 外交50年」（甲 B36：240頁～243頁）にも同内容が詳しく記載されている。

核兵器時代、兵器の使用は人類滅亡への道であり、兵器を決して持たないこと、使わないこと・戦争しないこと、憲法9条によってしか平和は実現しないことを示した認識であり、世界に先駆けることの誇りさえ窺える。

そして1946年11月3日、徹底した平和主義（平和的生存権と戦争の放棄、戦力の不保持）を謳う日本国憲法が公布され、1947年5月3日施行された。

## 記

### 憲法前文2段

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

### 憲法9条1項

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

### 憲法9条2項

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

国の交戦権は、これを認めない。

### 第3 核抑止論を克服する力

#### 1 核不拡散条約の採択

米ソ冷戦構造のなか、軍拡競争が広がり、核抑止論が支配した。1963年、NPT（核拡散防止条約）が国連で採択された（1970年発効）。

本条約は、アメリカ、ソ連、イギリス、フランス、中国の当時の5ヶ国の核保有国に、核兵器を保有する法的権利を持つ国としての公式の地位を与え、他への譲渡を禁止した（第1条）。法的に認知された核兵器国は核軍縮に向けた誠実な交渉を開始することを誓約した（第6条）。

他のすべての国は、この条約に加入することによって、核兵器を製造、取得をしないと誓約し（第2条）、国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受け入れることが義務付けられた。平和のための原子力については条約締結国の権利として認められる（第4条）。

この二つの誓約がNPTの一番の中核をなしており、この条約が正当性を保つためにはその両面が全うされなければならない。また、5年ごとに会議を開き、条約の運営状況を検討する（第8条③）。なお本条約は、1995年に無期限延長されている。

#### 2 IALANA会議

1989年12月 米ソの大統領が、マルタで冷戦の終結を宣言した。

1990年 ベルリンの壁が崩壊したベルリンで、IALANA<sup>1</sup>が、「核抑止論の克服」のテーマでシンポジウムを開催した。ドイツの現職裁判官である議長が、「東西は和解したが、核兵器は捨てないのかどうか、捨てないというのなら何故か」と、来賓として招待していたソ連大統領ゴルバチョフの首席軍事顧問とNATO軍の軍事顧問に別々の会場で意見を求めたところ、両者は問い詰められた挙句、「・・・相手が捨てな

---

<sup>1</sup> International Association of Lawyers Against Nuclear Arms：核兵器に反対する国際法律家協会  
1988年設立。共同会長ステイグ・グスタフソン（スウェーデン）、アレクサンダー・スハーレフ（ソ連）、ピーターワイス。

いからだ」という（単純な）ことであった（甲 B40：「核兵器のない世界を求めて」池田真規，18頁）。

会議の中で、アメリカやオランダなどの法律家が、「核抑止論」を封じるには『日本国憲法9条があるではないか』と発言し、「軍備を持たない・捨てる」規範たる憲法9条1項2項が示していることを、参加者は目からうろこが落ちたように理解した。

核抑止論を克服するためには、「核兵器を捨てること」「核兵器を作らないこと・保持しないこと・使用しない（使用するぞと脅さない）こと」を約束し実行することであることが明らかになった。

## 第4 核兵器の違法性の判断

### 1 下田判決

アメリカの違法な原爆投下により被った損害を、サンフランシスコ講和条約により個人の請求権を放棄したとする日本政府に対し、賠償するよう求め、1955年下田等原告被爆者5名が提訴し（下田訴訟）、1963年東京地裁において「広島・長崎の原爆投下は国際法に違反する」との判決がなされた。国際法に違反するとの理由につき、裁判所は、理由①一般市民に対する無差別攻撃であること（軍事目標主義違反）、及び②不要な苦痛を与える非人道的な兵器であることを明確に判示している（ただし損害賠償請求は棄却）（前掲「原爆裁判 核兵器廃絶と被爆者援護の法理」甲 B33：206頁～246頁）。

### 2 国際司法裁判所 ICJ による「核兵器の違法性に関する勧告」

1992年、国際平和ビューロウ（IPB<sup>2</sup>）、核戦争防止国際医師の会（IPPNW）、国際反核法律家協会（IALANA）の3団体が、ジュネーブの会議で「世界法廷運動」を発足させた。

---

<sup>2</sup> 1892年設立。原始会員にはノーベル化学賞を受賞したジョリオキュリーや画家のピカソなどがある。

1993年、世界保健機構WHOがICJに対し「核兵器の使用は国際法違反ではないか」についての勧告的意見を求める決議がなされ、1994年国連総会でICJに対し「いかなる状況において核兵器の威嚇及び使用が国際法の下において許されるのか」についての勧告的意見を求める決議がなされた。核保有国の様々な決議妨害を乗り越えての決議であり、非同盟諸国の貢献もあった。

ICJが受理、国連総会が求める勧告的意見について審理に入った。1995～1996 ICJの審理では、広島・長崎市長の法廷での意見陳述（裁判長が感動的な宣言（*declaration*）に感謝しますと述べた）もなされた。

国内では、日本反核法律家協会、被爆者団体協議会、日本生活協同組合連合会の取組があり、333万筆の署名「世界法廷プロジェクトを支持する公的良心の宣言」をICJに提出するなど市民団体の参加の活動も大きな力となった。

1996年7月6日、ICJは、核兵器の違法性に関し勧告的意見を出した。

- ①「核兵器の威嚇または使用は一般的に国際人道法に違反する」
- ②「国の存亡そのものがかかわっているような自衛の極端な状況において、合法であるか違法であるかについては裁判所は確定的に結論することはできない」

14名の裁判官の中には核保有国やその同盟国の出身者もいる。「自衛権論」と「核抑止論」が「すべての場面で違法」の判断を妨げたと言える。核兵器の全面的な違法性を確認するには、核保有国・核の傘のもとにいる国の「核抑止論」の克服が不可欠であることが認識された。

もともと、この勧告には、「・・全面的な核軍縮に向けた交渉を誠実にを行いその交渉を完了させる義務がある」との1項が入った。誠実な交渉義務はNPT（核不拡散条約）第6条の義務である。なお、2000年にはNPT運用再検討会議が開かれ、第6条の核軍縮につき明確な約束が合意された。2010年NPT運用再検討会議において、核軍縮に関する「明確な約束」を再確認している（前掲「核兵器使用と国際人道法 — 1996年核兵器使用と使用の威嚇の使用に関する国際司法裁判所勧告的意見を中心にして—」甲B34：160頁～161頁）。

## 第5 憲法9条が世界平和の原則だと確認したハーグ平和アピール国際市民社会会議

I A L A N A (核兵器の廃絶を目指す国際法律家協会), I P P N W (核戦争防止国際医師の会) I P B (国際平和ビューロー), W F M (世界連邦運動協会) が, 核兵器も戦争もない世界を作るための会議を, ハーグ万国平和会議から100年目の1999年に, 戦争違法化の流れをさらに進めることを目指し「今こそ戦争を廃絶しよう」と国際的運動を呼び掛けた。

1999年5月, オランダのハーグにおいて, 100ヶ国を超える諸国から来た代表たち1万人の市民が集まり, 400を超える企画(討議, 作業部会, その他の活動)が催され議論がなされた。コフィ・アナン国連事務総長, オランダ等4ヶ国の首相, 12か国の外相, ツツ大司教やロトブラット等のノーベル平和賞受賞者, 世界の著名な平和運動家の多数, 被爆者, ユーゴ空爆犠牲者など, また, ジャパンデイの会議には, 太田昌秀前沖縄県知事, 土井たか子元衆議院議長, 植木光教世界連邦運動日本協会会長・参議院議員, 広島・長崎市長など多面的な参加者があった。

会議の最後に, 「21世紀の平和と正義のためのハーグ・アジェンダ」が採択され, 併せて会議中の討議を取りまとめる「公正な世界秩序のための10の基本原則」が発表された。

「ハーグ・アジェンダ」は, (1) 戦争の根源と平和の文化, (2) 国際人道・人権法, (3) 紛争の予防・解決・転換, (4) 軍縮と人間の安全保障という4本柱を軸に, 戦争廃絶のための50項目の行動提言を掲げている。

「10の基本原則」の1項に「各国議会は日本国憲法九条のような, 政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである。», 4項に「すべての国家は「新しい外交」を取り入れるべきである。「新しい外交」とは, 政府, 国際組織, 市民社会のパートナーシップである。», 6項に「核兵器廃絶条約の締結を目指す交渉が直ちに開始されるべきである。», 10項に「戦争防止地球行動の計画が平和秩序の基礎になるべきである。」が述べられた。

1 項から明らかなように、戦争廃絶のための世界的な行動計画の論議の中で、日本国憲法 9 条がその象徴として位置づけられ、21 世紀の世界の進むべき有力な方法として、世界各国の議会で、国に対し日本国 9 条（戦争放棄・軍備の不保持、交戦権を認めない）のような決議をしようという具体的な提案が第 1 の原則として掲げられた。

国際市民社会において、実定法日本国憲法 9 条が世界の各国で規範として定められるならば、平和と正義の基軸となり、公正な世界秩序のために最も重要な原則であることが確認されたのである。紛争を武力・戦争により解決しようとする国を抑えるため、国に 9 条の義務を課し、市民をパートナーとして認めさせ、そのパートナーシップにおける平和外交により、また、戦争を予防する秩序を構築するなど平和で公正な世界秩序を実現しようとする構想である（甲 B4 1：「戦争をなくすための平和教育」ベティ・リアドン、アリシア・カベスード、253 頁～289 頁）。

## 第 6 紛争への「反応」から紛争の「予防」への転換

### 1 武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ（GPPAC）

2001 年 6 月、コフィ・アナン国連事務総長は、「武力紛争予防」に関する報告書を出し、「私は、紛争予防に関心を持つ NGO に対して、地域・国家・国際の各レベルの NGO が集い、紛争予防における NGO の役割とその分野での国連との将来的な相互協力に関して議論する国際会議を開催することを、強く促す」と勧告した。

2003 年 6 月 オランダのソエステベルグに集い「武力紛争予防」国際準備会議が開催され、プログラムの目的と計画について議論（全体目的：地域共同体から地球レベルに至るまでの、紛争解決の効果的な行動を起こすための共通の基盤を作り出す）が交わされ、オランダの NGO「欧州紛争予防センター（ECCP）」が中心となり、世界的プロジェクト「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ（GPPAC）」が動き出した。

GPPAC は、世界を 15 地域に分け、各地域で会議を開催し、紛争予防のための地域提言を作る。これらを国連本部に集め、2005 年に各国政府と市民社会により、

「紛争予防のためのアジェンダ」に向けて議論する。

2004年1月に出されたGPPACの文書には、最後に、今なぜGPPACかの記載がある。

「・・・国連が存在したこの半世紀以上にわたり、戦争の惨害を抑止することが極めて困難であるということがはっきりしてきました。既存のメカニズムは不適當であるということも明らかになりました。私たちは、核による人類滅亡という事態は避けることができましたが、冷戦は、世界の最も貧しい地域で破壊的な紛争を生み出しました。ソビエト連邦の崩壊後に現れるかと考えられた新世界秩序は瞬く間に崩れ去り、あちこちで内戦が発生しています。その中で何百万人もの人々が殺され何百万人もの人々が難民となったことは、政治指導者たちが認めている通りです。こうした事態に国々は短期的圧力の下で対処してきましたが、それはたいていの場合、遅すぎるものでした。人々の苦痛と資源の浪費という形で現れた犠牲は莫大なものです。その傷跡をいやすのには、何世代もかかります。

国連に体现される「国際社会」は、そのような厳しい現実と直面したときに無力であり続けてきました。新しいビジョンが必要となり、それは、1990年代に現れ始めました。国連事務総長は、「反応の文化」から「予防の文化」への転換の必要性を述べたのです。EUとG8が、その呼びかけに応じました。そして、平和のために活動をしているすべての人々の努力を統合しようとする「紛争予防」という新しい秩序が生み出されたのです。コミュニテイ指導者、女性団体、ジャーナリストや企業関係者たちは、彼らの影響力が、時には兵士や外交官の影響力を超えられるということを証明しました。市民社会が、自ら中にある緊張を予期して解決する能力を有するということを、世界中の政治指導者たちはより深く認識するようになってきています。学者たちは、実地で個別的に開発された方法に対して、理論的枠組みを提供し始めました。NGOと活動家を結ぶネットワークが作られ始めました。経験は共有され、教訓は学ばれているのです・・・」(甲B42:「武力紛争予防における市民社会の役割～2005年の国連本部での国際会議につながる地球規模のプログラム～)。



## 2 GPPAC東北アジア地域会議と東京アジェンダに盛り込まれた憲法9条

2005年2月、GPPAC東北アジア地域会議が、東京・国連大学で開催され、日本、韓国、中国本土、台湾、香港、モンゴル、極東ロシアのNGOが一堂に会して地域の紛争予防を論議した。

同年2月2日に採択された「東京アジェンダ：平和のための地域的メカニズムの創造めざして」では、前文、東北アジアにおける武力紛争予防のための基本原則10項目、テーマ1平和共存、テーマ2平和的関与、テーマ3平和文化、テーマ4平和のための経済の各分野において細目を検討し、それぞれ重点課題、国連の課題、政府の課題、市民社会の課題、が詳細に取り上げられて、網羅的な行動提言がなされている。

前文で、東北アジアに残存する冷戦構造を、地域における協調的平和メカニズム・平和体制に転換する努力を強化しなければならないとし、「日本国憲法9条が地域的平和を促進するための不可欠な要素の一つであると認識している。日本国憲法9条は、日本の軍事主義を封じ込めることで地域の民衆の安全を確実なものにするための規範であるとされてきた。特に、紛争解決の手段としての戦争およびそのための戦力の保持を放棄したという9条の原則は、普遍的価値を有するものと認識されるべきであって、東北アジアの平和の基礎として活用されるべきである」と書き込まれた。

また、東北アジアにおける武力紛争のための基本原則10項目のうちの1項で、いかなる紛争も対話や予防的外交を通じてなす平和的外交を尊重すること、その2項で、東北アジアに存在している冷戦を、日本国憲法9条の原則に基づく軍縮の実行を通じて協調的安全保障システムへと転換すべきであるとしている。

さらに、テーマ1平和共存のうちで、東北アジアにおいて軍縮と脱軍事化を促進する課題における重点課題のなかで、日本は、憲法9条を厳守すること、この条項を改定することは、この地域の平和と安定に対する脅威となる。と指摘している。この点については前文のなかで、「実質上世界で2番目に軍事支出を行っている日本に対し、特別な注意を払わなければならない。日本の自衛隊強化と憲法改定への動き一とりわ

け、武力不行使と交戦権の否定を誓約した憲法9条改定の動き一は、東北アジア内の近隣諸国に対する脅威となろうとしている」と述べている。テーマ2 平和的関与のうちで、人道支援や開発援助につき、平和を促進するための関与は推し進めるべきであるが、武力を行使したり、植民地主義的な形で行われたり、紛争を助長したりするような介入は否定しなければならない。として、その重点課題の中で日本及び韓国は、人道支援の名の下でのイラク不法占領への参加をやめること、両国は即時に撤兵しなければならない、イラク復興は、イラク人自身により国連の協力を得て行われるべきであるとし、政府の課題として、日本政府は、自衛隊の海外活動参加を本来任務に位置づけるといふ法改定ないし政策採用をしないことと指摘している（甲 B4 3：「武力紛争予防におけるグローバル・パートナーシップ GPPAC 東北アジア地域行動提言」3頁～5頁，10頁，14頁，15頁）。

### 3 GPPAC世界宣言に盛り込まれた憲法9条

2005年7月には、GPPAC世界会議が国連本部で開催され、世界118ヶ国のNGO、外交官、国連職員など1000人が集まった。会議では、世界各地の地域提言をまとめあげたGPPAC世界行動宣言「平和を築く人々：暴力紛争予防のための世界行動提言」が国連事務総長宛に提出された。世界宣言は、紛争への「反応」から紛争の「予防」へと発想の転換が必要であること、国連、地域機関、政府、市民社会の連携を強調した。そして、紛争予防の実践例として日本国憲法9条を取り上げ、「日本国憲法9条は、アジア太平洋地域の集団安全保障の土台となってきた。」と評価した。

武力紛争の予防と解決は緊急の世界的課題であるところ、その中でGPPACは、「公正な平和を平和的手段によって達成する」ことを基本理念の第一に掲げた。

まさに、日本国憲法9条の「武力によらない紛争解決」の原則の世界的適用といえる（甲 B4 4：「平和を築く人々：暴力紛争予防のための世界行動提言」GPPAC，ピースボート訳）。

## 第7 第1回世界平和フォーラム（WPF）

2006年6月、カナダのバンクーバーで、第1回世界平和フォーラム（WPF）が開催された。ここでは、経済のグローバル化と格差拡大、世界的な暴力と軍事化の連鎖は一体のものとして進行していること、また、平和運動は、経済・環境や社会的正義・人権の運動と連携することの重要性が強調された。

採択された最終文書には、10項目の基本要求が掲げられたが、その第6項目に「各国政府は、軍事費を削減し、人間のニーズに投資すること」、第7項目に「各国政府は、日本の9条のように、憲法により戦争を放棄すること」を呼び掛けている（甲B45：「世界平和フォーラム（WPF）バンクーバー集会最終文書」国際法律家協会ニュース2006.6.28）。

この会議において国際平和ビューロー（IPB）は、「世界の人的・経済的資源の軍備転用を最小限にすること」を定めた国連憲章第26条を土台に「軍縮を通じた開発」を求める運動を呼び掛けた。

憲法9条がもたらす影響（軍備を持たないことは軍事費を非軍事・経済・民生・人権・文化へ使いこれらの活性化が可能となる）が大変大きいことが理解され、世界中でその実行が期待される場所である（ただ、日本では法規と現実が大きく乖離し、軍事費は突出して大きく、民生・福祉の予算は増えておらず国民は貧しくなっている。）。

## 第8 世界9条会議

2008年5月、世界9条会議が幕張メッセで開催され、世界中から41ヶ国・地域から約200名、国内から延べ15,000人が幕張メッセの会場に参加した。

中東アジア、朝鮮半島など世界中で紛争が相次ぎ、武器が次々とつくられ、環境破壊が進む「暴力と戦争の連鎖」が続く軍事化が加速する中で、戦争を放棄・戦力の不保持「武力によらず、平和をつくる」と定めた日本国憲法9条は日本にとって平和の礎であるのみならず、平和を願う世界の市民に勇気を与える存在となっている。この

世界・人類の共有財産ともいうべき、日本の憲法9条は、軍事費を削減し、貧困の撲滅と持続可能な社会の実現を目指そうとする世界のNGOの潮流に寄与するものである。

この会議は、憲法9条を支持する世界の声を結集するもので、ノーベル平和賞受賞者を含む世界の知識人・文化人とともに、憲法9条の世界的意義を明らかにし、「武力によらずに平和をつくる」という憲法9条の理念を実現するために世界の市民にできることが議論された。「紛争の予防」「資源を軍事から人間へ」「平和に生きる権利」をキーワードにして、戦争の廃絶に向かって一步を踏み出したと評価できる。

(1) マイレッド・マグワイア<sup>3</sup> (北アイルランド/1976年ノーベル平和賞受賞)

「・・・日本の平和憲法の核心は、前文そして第9条にあります。そこにおいて戦争を放棄し、戦力の保持を禁止し、そして国の交戦権を否定しているのであります。そのことは常に、多くの人たちを勇気づけてきました。

日本国憲法は、この61年間にわたって軍備撤廃・軍備廃絶の基調をつくり、そして東アジアにおける平和の維持に貢献をし、世界中の人々に希望を与えつづけてきました。

日本国民は、社会・技術の面で達成してきた大きな成果を誇る当然の権利があります。日本は、その資源を戦争や軍事に浪費することなく、国民の生活向上に役立てることによって何を達成することができるのか、ということをもさに世界に示してきたのであります。

・・・現在提案をされ、すすもうとしている日本の再軍備と軍事化は、アジアの人々の安全を損なうものであり、そして恐怖を醸成し、さらには東アジアの軍拡競争のひきがねとなり得るものであります。

9条をないがしろにするということは、軍国主義・民族主義を強化することにつながり、ひいては日本を攻撃目標にし、さらには世界をより危険な場所へとかえて

---

<sup>3</sup> 北アイルランド紛争の中で自ら家族を失い、「対話と非暴力による解決」を訴えて歩き、1976年にノーベル平和賞を受賞。2008年5月幕張メッセにおける「9条世界会議」の基調講演を行う。

しまうおそれがあります。

・・私たちは、核兵器と戦争の廃止をするために闘うだけでなく、あらゆる形態の暴力に対しても闘いを挑んでいかなければなりません。そしてその端緒として、私たちのこころのなかから武装解除をはじめていく必要があります。それをするためには、偏見と憎悪の気持ちを捨て、そしてこころのなかを愛情と思いやりで満たし、非暴力の文化を築いていく必要があります。

・・私はすべての紛争当事者、反政府グループのリーダーも含めた、そういったすべての紛争当事者を包含した対話こそ、世界で今もつづく紛争の多くに回答をもたらす真実の、唯一の方法であると信じています。」(甲 B46 :「9条世界会議の記録」12頁以下)

(2) コーラ・ワイス (アメリカ/ハーグ平和アピール代表)

「・・9条を世界中の憲法に入れるお手伝いをするために、私はここに来ました。

・・コスタリカ憲法の第12条も軍隊の常設を禁じています。

・・コスタリカに、すてきなTシャツがあります。「空軍は鳥で十分、陸軍は蟻で十分、海軍は魚で十分」と書いてあるのです。

・・国連憲章は、そもそも第一次、第二次世界大戦の惨禍から将来の世代を救うためにつくられたのです。アメリカや日本、その他の国が自衛という言葉を拡大解釈しつづけ、国連憲章を曲解しつづけるならば、平和な国際秩序はつくれません。

・・9年前の1999年5月、オランダのハーグで開かれた平和国際会議で、南アフリカのデズモンド・ツツ大司教は言いました。

「人類はアパルトヘイトを廃絶できた。戦争も廃絶できるはずだ」。

そのときの会議でも、日本国憲法第9条の価値が確認されました。

・・戦争は命の問題です。

・・戦争は環境の問題です。

・・戦争はジェンダーの問題です。

・・戦争は経済と開発の問題です。

- ・ ・戦争は法律の問題です。
- ・ ・戦争は若者の問題です。
- ・ ・戦争をなくしましょう。ほんとうの人類の敵は、貧困・病気・無学・人権侵害・テロ・地球温暖化などではないでしょうか。

・ ・みんなで9条の大使になりませんか。」(甲 B 4 6 :「9条世界会議の記録」20頁以下)

(3) ポール・バン・トンゲレン (オランダ/GPPAC事務局長)

「GPPACは紛争を軍事的に解決するという考え方から、紛争を予防するという考え方への転換を目指しています。憲法9条を変えることはこうした考え方に逆行します。」(甲 B 4 6 :「9条世界会議の記録」26頁以下)

(4) 土屋公献 (元日弁連会長)

「・ ・9. 11のテロがありました。このテロを戦争と名付けて、そして報復行動が起きた以後、世界の歴史がまた逆行をしたかに見えます。世界の歴史をまた元の、恒久平和に向けて前進する21世紀に立ち直らせたいというのが我々の強い望みであります。

・ ・日本では世界で唯一、軍隊をもたない・陸海空の戦力をもたない・交戦権を認めないとはっきり憲法で決めてあります。ところが日本には立派な軍隊があります。こんな矛盾した話はありません。

・ ・憲法第99条によれば、総理大臣以下公務員はすべて9条を含めた憲法を守り抜かねばならない。擁護し、尊重するという義務を負っている。その総理大臣が先頭に立って憲法9条を、とくに第2項を破り捨てようと提唱する。こんな矛盾したことはありません。

・ ・すでに軍備を捨てた国々は、ぜひ日本の9条2項とそっくりの文章を規定してもらいたい。さらに、この9条2項を今まで憲法に規定していない国々、しかも軍備を捨てる覚悟をしている世界の国々に広めてもらいたい。・ ・日本人としての誇りをもって、この矛盾した状況を脱し、世界に対して呼びかけていきたいと、この

ように思います。」(甲 B 4 6 : 「9 条世界会議の記録」 3 6 頁以下)

(5) エマニュエル・ボンバンデ (ガーナ/西アフリカ平和構築ネットワーク)

「・・・このアフリカは、膨大な天然資源と才能豊かな人材に恵まれています。しかしながら、世界的な人間的発展の底辺に留まっています。暴力的な紛争や戦争が地域の資源を、平和や開発のために発展させることを極めて困難にしてきたからであります。世界の人類社会のなかで、アフリカほど日本国憲法の第9条の精神が理解される地域はありません。

・・・日本国民は戦争を放棄しました。その結果、日本は急速に工業化、そして人間的発展と繁栄がもたらされました。・・・それと同様に、私はアフリカでもその憲法のなかで9条の精神を正確に解釈し、大陸のすべての武力紛争と戦争に終止符を打つことができれば、貧困を終わらせ、人間的発展をもたらすことができると確信しています。

・・・戦争を根絶する9条の精神を世界的に発展させることは、アフリカ大陸の発展にとってももっとも重要なことです。

・・・「西アフリカ平和構築ネットワーク (WANE P)」と「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ (GPPAC)」を代表して、そして市民社会を代表して、私たちは日本の政府と国民のみなさんにぜひ、この9条のビジョンと精神を放棄しないよう訴えるものです。」(甲 B 4 6 : 「9 条世界会議の記録」 5 6 頁)

(6) 李錫兌 (イ・ソクテ, 韓国/弁護士, 人権活動家)

「・・・憲法9条は、日本が戦争をはじめたり、関与できないことを明示すると同時に、たとえ紛争があっても平和的方法で解決する義務を与えています。・・・日本の平和憲法は日本国民の道徳的決断を表し、ひいては平和を求める全人類の願いを込めたものとみることであります。これは、ドイツの哲学者カントによる永久平和論の精神を实践したとのイメージを与えてくれます。

・・・日本の平和憲法は敗戦の下につくられたとはいえ、60年が過ぎた今、独自の意味と生命力をもつに至りました。それは、戦争に慣れ切った人類に「武器を使

わず、平和的に問題を解決せよ」という命令を与えています。脅威ではなく対話で、説得による問題解決を勧めています。永久に武力行使の放棄を規定した日本の憲法9条は、当時世界最強の帝国主義イギリスを相手に独立運動をくり広げ勝利した、インドのガンジーの崇高な志である非暴力運動に連なるものです。

もはや日本の9条精神は日本を超え、韓国・アジア・全世界がめざす規範となっています。もし日本が9条を失ってしまえば、人類の得た尊い平和の象徴を失ってしまうこととなります。ですから、憲法9条を守るということは、日本人のみならず、平和を愛する私たちすべての義務といえましょう。」(甲B46:「9条世界会議の記録」66頁以下)

(7) 朴亨垠 (パク・チョンウン、韓国/GPPAC東北アジア・ソウル代表)

「・・・一般的な韓国人が持つ日本のイメージは、経済ならびに軍事大国というものだ。それは1990年以降、日本政府が憲法9条の解釈を拡大する方向に動いてきたからである。米軍基地の存在を一貫して支持する政策、アフガニスタンでの後方支援、イラクへの自衛隊派遣、そして憲法改定を視野に入れた政府発言は、日本による軍事行動の拡大として認識されている。

・・・韓国ならびに日本の市民社会やNGOは、6カ国協議や日本の憲法9条など、対話による紛争の解決と非軍事的手段による安全保障の確立を目指している。・・・日本の憲法9条の存在が、将来の統一された朝鮮半島のあり方を大きく左右するものであることも忘れてはならない。日本が憲法改正の道を歩み、9条を放棄した場合に朝鮮半島に及ぼす影響は悲惨なものだろう。・・・その反面、憲法9条が維持され、その精神が今よりもなお実現されているとするならば、それは新たに統一された朝鮮半島が参考とする平和憲法と安全保障のあり方を提示することになるだろう。・・・憲法9条を守り、具現していくことは、東北アジアのすべての人々が平和に暮らせることを意味し、それは、韓国ならびに日本の市民社会の共通の目標であってしかるべきなのだ。」(甲B46:「9条世界会議の記録」190頁以下)

(8) 徐斯儉 (スー・スーチェン、台湾/台湾平和文化促進財団, GPPAC東北アジア)



ア・台北代表)

「9条の問題というのは、日本だけの問題ではなく、台湾の問題であり、中国の問題でもある。なぜならば、平和は一国で達成できるものではなく、その地域全体で共有されるものだからだ。例えば、9条が放棄され、日本の憲法が改正されたならば、周辺各国は日本を新たな軍事的脅威と見なし、軍拡競争の道を歩むだろう。東北アジアにおける地域紛争は、世界の大国と言われる国を否応なく巻き込むことになる。つまり、9条の問題は、世界の安全保障のあり方の問題でもあるのだ。

9条の精神は、日本において維持するだけでなく、地域に、そして世界に広めるべきものだ。・・

・・台湾が国家として独立するか否かということは国家の観点からの議論である。より重要なのは地域の人々の観点から議論することだ。人々の観点からは、平和と民主主義が必要である。・・

重要なことは、緊張関係の根本原因を対話を通して探ることである。お互いの怒りや憎しみとなっている原因を知り、共通の利益を見いだしていかななくてはならない。次に、軍事力に頼らない防衛や安全保障の考え方を広めていく努力が必要だ。・・

「平和と民主主義」の価値は、「独立と統一」よりも尊い。独立ないし統一の道を歩むにせよ、それは民主的なプロセスを経なくてはならないし、平和を脅かしてはならない。」(甲 B 4 6 : 「9条世界会議の記録」 1 9 1 頁以下)

(9) 愛敬浩二 (日本/名古屋大学法学部教授)

「・・日本国憲法前文に「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という規定があるが、この規定が重要な理由は、三つある。第一に、平和を人権の問題だと明言した。第二に、これもすごいことだが、この平和的生存権の主体は全世界の国民であると断言した。第三に、恐怖と欠乏がある限り、この社会は平和ではないと言い切った。

・・2005年に政府与党が構想した新憲法草案は、前文を変えて・・平和的生存権という言葉は削除される。そればかりでなく、「圧政や人権侵害を根絶するため

の不断の努力」というのは、いま、日本やイギリス、アメリカがイラクで行っていることの正当化に過ぎない。・・さらに、武力放棄、完全な軍隊の廃止を定めている9条2項を削除して、自民党の新憲法草案は、新たに第9条の2を定めようとしている。その第1項では、自衛隊という中途半端な軍隊ではなく、正真正銘の軍隊を持つことを宣言している。さらに第3項では、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に行われる活動に自衛軍を参加させる。・・正真正銘の軍隊としての自衛軍を設置し、国連の安保理決議さえも要件とせずに、アメリカと共に海外で軍事行動を可能にしようとする。

・・日本国憲法の偉大さは、9条が前文の平和的生存権と補完しあっているところにある。自衛隊派兵の差し止めを求める訴訟の中で、原告たちが訴えたのは、自国の政府や軍隊が、他国に戦争をふっかけて、そこで生活する人々の平和に生きる権利を侵害することは、自分たちが日本国憲法の下で培ってきた政治的良心が侵害されるということだった。自分たちの平和が侵害されたから争うのではなく、イラクの人々の平和が侵害されているからこそ、私たちは裁判で争う、という人々が日本社会に出てきた。このことは9条がなければありえなかった。日本の裁判制度では、個人的な権利や利益の侵害がない限り、憲法訴訟を提起することができないので、裁判では原告が負けたが、航空自衛隊のイラクでの活動は、平和的生存権を侵害し、9条に違反するという部分は、5月2日の時点で確定している。国際社会においても、この名古屋高裁判決の内容、平和的生存権に基づいて、自衛隊の活動を違憲無効とした判決を生かしていくと同時に、私たち日本国民及び法律家も、憲法9条改定や派兵恒久法制定を止めるために、判決を生かしていく必要がある。これは日本の法律家の責任だ。」(甲B46:「9条世界会議の記録」204頁以下)

## 第9 日本国憲法9条に対する評価

### 1 バートランドラッセル

哲学者、論理学者、数学者、ラッセル・アインシュタイン宣言発表、ベトナム戦争

を裁く国際戦争犯罪法廷を開廷。

「ラッセルは、日本憲法の前文の精神と、戦争放棄・軍備否定の第9条を高く評価し、これこそが世界平和の基礎的要件であり、世界連邦への一里塚であるとも語っていた。

『この意味で、日本はまさに、世界平和の先駆的役割を果たしている。その日本に敬意を表さないではいられない。自分は、英国政府にも、これを見ならわせようと思って努力してきたが、いまだに成功しない。・・・わたくしは、心から日本に希望を託している』（甲B47：「ラッセル自叙伝Ⅲ」日高一輝訳，282頁，甲B48：「いまはむかし，むかしはいま」森川金寿，INTER JURIST No. 98，28頁）。

## 2 アーノルド・トインビー

歴史哲学者。

「日本の平和憲法の持つ先駆性は人類全体にとって画期的存在となっている」（前掲「いまはむかし，むかしはいま」甲B48，28頁）。

## 3 幣原喜重郎

元外務大臣，元総理大臣，元国務大臣。

「・・・原子爆弾というものが出来た以上，世界の事情は根本的に変って終わったと僕は思う。何故ならこの兵器は今後更に幾十倍幾百倍と発達するだろうからだ。・・・世界は真剣に戦争をやめることを考えなければならない。そして戦争をやめるには武器を持たないことが一番の保証になる。

・・・軍拡競争というものは際限のない悪循環を繰り返すからだ。常に相手より少しでも優越した状態に己れを位置しない限り安心できない。この心理は果てしなく拡がって行き何時かは破綻が起る。

・・・もし軍縮を可能にする方法があるとすれば一つだけ道がある。それは世界が一せいに一切の軍備を廃止することである。

・ ・ 今だ。今こそ平和のために起つ秋（とき）ではないか。

・ ・ 非武装宣言ということは、従来の観念からすれば全く狂気の沙汰である。

・ ・ 要するに世界は今一人の狂人を必要としているということである。何人かが自ら買って出て狂人とならない限り、世界は軍拡競争の蟻地獄から抜け出すことができないのである。世界史の扉を開く狂人である。その歴史的使命を日本が果たすのだ。

・ ・ 僕は9条を堅持することが日本の安全ためにも必要だと思う。・ ・ 強大な武力と対抗する陸海空軍というものは有害無益だ。僕は我が国の自衛は徹頭徹尾正義の力で行わなければならないと思う。その正義とは日本だけの主観的な独断ではなく、世界の公平な与論に依って裏付けされたものでなければならない。・ ・ 若し或る国が日本を侵略しようとする。そのことが世界の秩序を破壊する恐れがあるとすれば、それに依って脅威を受ける第三国は黙ってはいない。その第三国との特定の保護条約の有無にかかわらず、その第三国は当然日本の安全のために必要な努力をするだろう。要するにこれからは世界的視野に立った外交の力に依て我国の安全を護るべきで、だからこそ死中に活があるという訳だ。

・ ・ 好むと好まざるにかかわらず、世界は一つの世界に向かって進む外はない。・ ・ ほとんど不可能とも言うべき軍縮を可能にする突破口は自発的戦争放棄国の出現を期待する以外ないであろう。・ ・ 日本は今その役割を果し得る位置にある。歴史の偶然はたまたま日本に世界史的任務を受け持つ機会を与えたのである。貴下（※マッカーサー）さえ賛成するなら、現段階に於ける日本の戦争放棄は、対外的にも対内的にも承認される可能性がある。歴史のこの偶然を今こそ利用する秋（とき）である。そして日本をして自主的に行動させることが世界を救い、したがってアメリカをも救う唯一の道ではないか。」（前掲「幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について」甲B39：「日本国憲法 9条に込められた魂」付録5）。

#### 4 ウイラマントリー

弁護士，教授，スリランカの最高裁判事，ICJ裁判官（1991～2000），I

ALANAの共同代表。

「ICJに核兵器の違法性に関する勧告的意見が求められたのは、国連総会の決議によるものでした。・・(ICJが1996年7月6日出した意見は)核兵器は『一般的に違法』とし、『いかなる場合にも違法』というところまで踏み込んだものではありませんでした。そこで私は非常に強い反対意見、すなわち『ありとあらゆる条件において核兵器は違法である』という反対意見を書く必要を感じたわけです。

・・同時にICJの裁判官が全員一致した勧告的意見第105-F項『(すべての国々は)厳密かつ効果的な国際管理のもとにおける、あらゆる点での核軍縮に導かれる交渉を誠実に遂行し、完結させる義務がある』、この実施を求めていかなければならないと思います。各国で法律家が『NPT(6条)に定められた義務をきちんと守りなさい』と自国の政府に強調すれば、影響力があるわけです。

・・日本国憲法の前文には素晴らしいことがあり、『世界の人々は平和のうちに生存する権利がある』と書いてあります。二度と戦争の惨禍にまみえることがないようにしなければならないという決意が述べられております。・・こうした条項(9条)は、大規模な惨禍の上のみ生まれたものであるということです。現代の世代、未来の世代が平和のうちに生きる権利がある、このことを保障することがあるわけです。」(2004年8月11日日本弁護士連合会ウイラマントリ氏講演会。甲B49:「反核法律家第53号」27頁～28頁)

## 5 ミコル・サビア

イタリアの弁護士、IADL<sup>4</sup>のジュネーブ代表。

「憲法9条は日本国民のみならず世界中の人々の平和にとっても重要」であり、日本国民には「憲法9条を護るだけでなく輸出してほしい。」(2017年10月沖縄集会)。

---

<sup>4</sup> 1946年、ナチスに抵抗した法律家たちがパリで設立。

「イタリア憲法11条侵略戦争の禁止はプログラムにすぎず、「戦力」を持たないことや「交戦権」を否定する2項がある日本国憲法9条とは異なる。憲法9条1項だけではイタリア憲法11条と同じ「プログラム」に過ぎない。」

「2016年12月に採択された『国連平和への権利宣言』は、「サンチャゴ宣言」や「平和への権利諮問委員会」とは異なり、多くの権利が、削除されている。この「小さい赤ちゃん」をそだてて「大きな人間」にする必要がある。平和とは戦争のない状態というだけでなく、貧困のない状態である。」(2017年11月6日名古屋集会後の会合。甲B50:「INTER JURIST No. 195」28頁～29頁)。

## 6 マハティール・マレーシア首相

「(日本が憲法改正をして)戦争に行くことを許すようにするなら後退だ」「(我々は)戦争に行くことを許さない日本の現行憲法に続くことを考えている」「日本には模範とすべき平和憲法がある。マレーシアでも同様の憲法を作りたい」(甲B51:朝日新聞記事2018年9月30日)

## 第10 世界が模範とする日本国憲法9条

### 1 日本国憲法9条と類似した条項が定められた憲法を持つ国々

#### (1) コスタリカ新憲法12条

「常備軍としての軍隊は廃止する」1949年

#### (2) フィリピン新憲法第2条第2節

「国策の手段としての戦争を放棄し、一般的に確立された国際法規を国法と認め、平和・対等・公正・自由・協調及び諸国民との友好を政治原理とする」

1987年

#### (3) パナマの憲法改正310条

「パナマ共和国は軍隊を持たない」1994年

#### (4) エクアドル憲法第5条

「外国の軍事基地，施設は存在を許されない」第416条

「国際的な紛争の平和的解決を支持する。その解決のために武力による威嚇または武力の行使は，これを拒否する」2008年

なお，世界には，軍隊を持たない国が上記国を入れて27ヶ国ある（甲B52：「9条を活かす日本」伊藤千尋，28頁・29頁）。

## 2 平和のシンボルとして世界に広がり歓迎される日本国憲法9条

憲法9条は，世界に広まり，歓迎され，「日本国憲法9条の記念碑」が平和のシンボルとして広場などに建立されている。

### (1) スペイン領カナリア諸島のグランカナリア島テルデ市のヒロシマ・ナガサキ広場

壁の1・8m×1・6mの板に白いタイルを張り詰めてその上に憲法9条の条文がスペイン語で書かれている記念碑が1996年に建立された。

### (2) トルコのチャナッカレ市チップラック村のヒロシマ・ナガサキ公園

高さ1mの石に憲法9条がトルコ語で刻まれた記念碑が2015年に建立された。

### (3) 日本読谷村の憲法9条の碑

1995年沖縄戦終結50周年に建設された。

その他日本各地に18以上の憲法9条の記念碑がある（前掲「9条を活かす日本」甲B52，14頁～29頁，32頁～34頁）。

## 第11 戦争法から国際人道法へ

### 1 2010年NPT再検討会議最終文書

2010年NPT再検討会議の最終文書に，第6条の義務の明確な約束の再確認のほか，「会議は，核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道上の結末をもたらすことに深い懸念を表明し，すべての加盟国がいかなる時も，国際人道法を含め，適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する」との人道性が盛り込まれた（甲B53：「反核法律

家80号, 20頁)。

## 2 共同声明の広がり

2012年から2013年, 核兵器の非人道性をふまえて, 「核兵器が二度と使用されないことが, 人類の生存にとって利益である」という視点を重点にして, 核兵器の人道上の側面に関する共同声明が重ねられ, 賛同国は16カ国から, 34カ国, 80カ国, 115カ国に広がった(前掲「反核法律家80号」甲B53, 22頁~29頁)。

## 3 ICANの国際会議

2013年から2014年にかけて, ICAN<sup>5</sup>がリードした『核兵器の人道上の影響に関する国際会議』が3回(オスロ, ナジャリット, ウイーン)開かれた。これらの国際会議において, 人道的影響を明らかにするうえで重視された被爆者が活躍し, その証言が, 核兵器廃絶の認識を深め, 感動・共感を広げた。核兵器禁止条約へと結実したこれらの活動が評価され, ICANはノーベル平和賞を受賞した。

## 4 核兵器禁止条約の経緯

- (1) 1996年4月, 3つの国際NGO(INESAP: 拡散に反対する国際技術者ネットワーク, IALANA: 国際反核法律家協会, IPPNW: 核戦争防止国際医師会議)から構成されるコンソーシアムにより 核兵器の全廃と根絶を目的とした「モデル核兵器禁止条約(mNWC)」が起草された。

1997年11月コスタリカ政府によりこのmNWCが国連事務総長に届けられ, 国連加盟国に配布された。

2007年4月コスタリカ及びマレーシア両政府の共同提案により, mNW

---

<sup>5</sup> International Campaign to Abolish Nuclear Weapons: 核兵器廃絶国際キャンペーン。各国政府に対して核兵器禁止条約の交渉開始・支持のロビー活動を行う目的で2007年に設立。2017年にノーベル平和賞を受賞。



Cの改訂版の核兵器禁止条約NWCが国連の核拡散防止条約（NPT）運用検討委員会の第一回準備委員会に提出された。NWCは、「核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用」を禁止している。

- (2) 「多国間核軍縮交渉を前進させるために」2015国連総会において国連作業部会が設置され、2016年8月19日、作業部会から「核兵器の完全廃絶につながる核兵器の禁止のための法的拘束力ある文書を交渉するため、国際社会や市民社会が参加し貢献する会議を2017年に開催するよう幅広い支持をもって勧告した」ことが報告された。

## 5 国連で核兵器禁止条約の採択

2016年12月23日、国連総会に57か国により提案された「核兵器禁止条約の交渉開始(2017年3月～7月:2回の国連会議を行う)」は賛成113か国、反対35か国、棄権13か国により決議された。

しかるに、この決議の前の10月17日には、アメリカは核抑止論の立場から、同盟国や傘下の国へ「核抑止戦略に悪影響：作る・運搬・持ち込み・使うなどできなくなる」として決議に反対するように非公式文書を送っていた。この妨害をはねのけての交渉開始決議であり、大変大きな意味があった。

2017年3月～7月ニューヨークで行われた核兵器禁止条約の交渉会議（議長はコスタリカのエレイン・ホワイト）においては、被爆者や核実験被害者の発言、NGOによる傍聴や発言・作業文書の提出が行われ、重要な役割を果たした。核保有国や日本を含むその同盟国の大多数が会議をボイコットする中、核兵器禁止条約は、国連加盟国196ヶ国の3分の2近い122ヶ国の賛成票により採択された。

世界中の国々と市民社会が対等平等で発言し行動することが認められる時代になったことを意味する。それにしても、被爆国であり、「軍備を持たず、戦争しない」憲法9条を持つ日本国が、「核兵器のない世界という共通の夢の実現に大きく貢献する重要な一歩である(アントニオ・グレーテス国連事務総長)」「核兵器禁止条約」

に反対したということはまさに憲法に反する行動であって、まことに残念なことであった。

#### <核兵器禁止条約>

前文 核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らして、核兵器は違法である。被爆者につき、①受けた容認しがたい苦難と損害に留意、②核兵器廃絶を推進する市民的良心の担い手として認識されていることと記載がある。

第1条 「開発、実験、生産、保有、使用の威嚇」いかなる場合にも幅広く全面的に禁止し、違法化した。(そもそも、核兵器の保有・使用の威嚇はまさに核抑止論の拠り所であった。)

第4条 (核兵器全廃に向けて)核保有国や傘下の国に参加を開放している(参加の仕方①廃棄した後参加②参加後に廃棄する:いずれでもよい)

第6条 被爆者支援核実験被害者への支援

## 6 国連で平和への権利宣言採択

2016年12月19日国連総会において、平和に生きる権利をすべての人に認める「平和への権利宣言」(「国家が関与する戦争や紛争」に、「個人が人権侵害と反対できる」根拠となる・国の戦争行為を打ち破る力を持つ)が採択された。

- (1) 1948年、第3回国連総会は、「世界人権宣言」を採択したものの、画期的な素晴らしい人権宣言であったが、そこには平和のうちに生存する権利」を認めた明確な規定はなかった。

この「世界人権宣言」は、1966年、第21回国連総会において、2つの国際人権規約(社会権規約と自由権規約)として採択され、法的義務が締約国に課せられることになったが、ここでも「平和のうちに生存する権利」(平和への権利)が保障されることがなかった。

- (2) 2003年のイラク戦争で多くの市民が犠牲になった事実に直面し、スペイン

のNGO（スペイン国際法委員会）が、戦争で「生きる」ことを奪われた人々を守りたい、もしこの時、世界に「平和への権利」があれば、戦争を止められたのではとの思いから、2006年、平和への権利を国際法上の権利にすることを目指すキャンペーンを始めた。

NGOも出席できる国連人権理事会を舞台にして、世界中の多くのNGOを巻き込み、大きな運動が繰り広げられ、いわゆる第三世界諸国（キューバやコスタリカを先頭に、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ諸国）が各地で集会・議論・「平和への権利」宣言を重ね、2010年12月には世界900ものNGOが結集して、平和への考えを「人権」として反映させた『サンチャゴ宣言』が採択された。

この「平和」の意味するところは多義的で、「戦争や軍事的行動の否定だけでなく、貧困などの構造的暴力や差別や偏見を生み出す文化的暴力の否定も含まれている。

2011年、このサンチャゴ宣言が国連へ提出され、国連人権理事会で国際宣言として採択するために「国連宣言案を検討するための作業部会」で2013年から2015年にかけてNGOと政府によって議論が重ねられた。

- (3) アメリカ、EU諸国、日本などはこれに反対してきた。反対の理由として、①平和は安全保障の問題であるから安保理事会の管轄であり、人権理事会で議論するにはなじまない、②権利はそもそも個人のものであって、団体の権利を想定した人民の平和への権利はおおよそ認められない（宣言は最終的には個人の権利とされた）、③平和を権利とすることで、各国の自衛権が妨げられないか、④核軍縮は軍縮会議や2国間でやっているから、個人に軍縮の権利を認める必要はない等いろいろ主張された。いずれも正当な理由として成り立つものはないが、平和への権利は一人一人の個人が国家や国際機関に平和を要求できる権利であり、「平和に反する行動をとらないで、平和な政策をとるように権利として主張できる」ようになるし、「平和への権利は国際社会において軍事力の行使を制限していく力がある」からこそ、既存のこれら大国にかかる軍事的安全保障体制への脅威と受け止

め宣言の成立に反対したのである。

- (4) しかし、これら大国の反対を押し切って、国連人権理事会は「平和への権利宣言」の審議（当初担当はコスタリカ）を続け、2016年12月19日キューバ提案にて国連総会において、賛成131反対34、棄権19で採択された。

#### 記

権利宣言の内容は、前文において、平和への権利①軍事・暴力の否定、②貧困等の構造的暴力の否定、③文化的暴力の否定に役立つあらゆる角度からの制度の想起・考慮、検討を求め、国連憲章の目的と原則に導かれて、世界人権宣言、過去出された幾多の宣言、文書、諸原則、義務、重要な考慮すべきことの確認がなされたうえに、以下1～5項の条項が決められている。

第1条 すべての人は、総ての人権が促進及び保証され、並びに、発展が十分に実現されるような平和を享受する権利を有する。

第2条 国家は、平等及び無差別、正義及び法の支配を尊重、実施及び促進し、社会内及び社会間の平和を構築する手段として、恐怖と欠乏からの自由を保障（国家の義務）すべきである。

第3条 国家、国際連合及び専門機関、特に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、この宣言を実施するために適切で持続可能な手段をとるべきである。国際機関、地域機関、国家機関、地方機関及び市民社会は、この宣言の実施において支援し、援助することを奨励される。

第4条 平和のための教育の国際機関及び国家機関は、寛容、対話、協力及び連帯の精神をすべての人間の間で強化するために促進されるものである。このため平和大学は、教育、研究、卒後研修及び知識の普及に取り組むことにより、平和のために教育するという重大で普遍的な任務に貢献すべきである。

第5条 この宣言のいかなる内容も国連の目的及び原則に反すると解釈してはならないものとする。この宣言の諸規定は、国連憲章、世界人権宣言及び諸国によっ

て批准される関係する国際及び地域文書に沿って理解される。

## 7 平和への権利と日本国憲法との関係

憲法前文の平和的生存権は、9条と不可分一体の権利として日本の平和主義を支えてきた。「恐怖」（戦争や武力など）からの自由（戦争や暴力のない状態で生活する）だけでなく、「欠乏」（生きることにそのものにかかる貧困、飢餓、抑圧、差別などのあらゆる暴力）がない中で生きることを権利として保障している。

この国連「平和への権利」宣言は、憲法前文の平和的生存権の理論を補強するものである。この宣言が条約化されると、実効性のある世界の憲法となる。

日本の裁判で平和的生存権を認めたものとして、以下のものがある。

- ① 1973年長沼訴訟第1審判決：自衛隊基地周辺の住民が第一攻撃目標となる危険のもとに生活を強いられていることは平和に生きることを侵害されている
- ② 2008年名古屋高等裁判所控訴審判決：イラク戦争への加担・協力が強制される場合にも平和的生存権が侵害されている
- ③ 2009年岡山地方裁判所（第3次自衛隊イラク差止訴訟）第1審判決：平和的生存権はすべての基本的人権の基底的権利であり、自由権的基本権である

## 8 小括

かくして、人類は、戦争法（国家の安全保障の観点）から国際人道法（犠牲者個人の人権と人道的待遇の確保）へ、「（核兵器）戦争を放棄・戦力不保持」し、「平和的生存権を保障された」法体系を獲得したといえる。これらの法理は、人類が生き残るため、世界中の人が幸せになるため、人類の英知が構築したものである。

新安保法制法の制定は、こうした人類が辿り着いた法体系に反し、歴史の流れに逆行し、日本国への世界の期待を裏切るものである。

よって裁判所においては、日本国憲法前文・9条について、その成立過程、成立の意味、内容、意義を歴史的及び国際的視野からも十分に賢察し、新安保法制が前述の

ような人類的価値ある憲法9条・前文を法的根拠なしに事実上破壊するものとして、無効であるとの判断をすべきである。

## 第12 終わりに

啓蒙思想家ルソーからも大きな影響を受けた哲学者カントは自由・平等・博愛の理論を謳った1789年のフランス革命に賛意を示しながら思索を重ねフランス革命以前に提示していた自由・平等・自立の理念に基づき、1795年、71才の時、戦争に明け暮れていたヨーロッパでの一時的休戦条約に過ぎないバーゼル平和条約に抗議する意味を込めて、「永遠平和のために」の書を著した。カントはこの書で、戦争で死に絶えた墓場の平穏という平和ではなく、啓蒙された『自分の頭で考える』市民による共和制の国による絶えず拡大し続ける持続的な連合と、この連合により、終わりのない交渉プロセスが戦争を防ぎ、法を嫌う好戦的な傾向の流れを抑制し、連続した啓蒙により開かれていく世界市民が作る平和の実現の必要を世に問うた。

近代政治思想に多大な影響を与えたカントのこの著作「永遠平和のために」は6つの予備条項と3つの確定条項、2つの補説及び付録からなっている。

予備条項の第3に「常備軍は時と共に全廃されなければならない」

第1確定条項は「各国家における市民体制は共和的でなければならない」

第2確定条項は「国際法は自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきである」

第3確定条項は「世界の市民法は普遍的な友好をもたらす諸条件（いかなる外国をも訪問できる訪問権）に制限（訪問と侵略を同視したり、帝国主義諸国による植民地の現状を支持することを防ぐ趣旨）されなければならない」とある。

カントのこの自由・平等・自立した人を基軸にし発達発展を期待した人間観、世界観・平和構想が、平和への系譜（国際連合、日本国憲法9条、今日の世界の構図）を作り出してきたことがうかがえる。

第2次世界大戦の惨禍を経て、1945年国際連合が設立された。1928年の不戦条約による軍事力行使禁止原則を承継しつつ、更にすべての国際紛争は平和的手段

によって解決されるべきことが国連憲章に書き込まれた。1946年広島長崎への原爆投下による非人道的な破壊の経験のなかで、日本国憲法前文（世界の国民が平和に生きる権利）及び9条（戦争の放棄、軍備の不保持など）を掲げる日本国憲法が生まれた。

しかし、市民が共存するかけがえのない地球が、軍事力・核兵器の増大から一触即発の危機、野放図な産業拡大から空気・海洋・土壌汚染、気候温暖化などにより危機に直面している。諸国家の代表だけではなく、非政府組織・「市民、NGO」の参加が要請され、大きな役割を果たしてきた。1992年の「地球サミット（環境と開発に関する国連会議）」以来、国連主催の国際会議においてNGOはパートナーとして位置づけられるようになった。国家の枠組みを超える国際的なNGOの実力、NGOネットワークの影響力が発揮され、気候変動枠組み条約、対人地雷全面禁止条約、国際刑事裁判所設立規程など多国間国際条約が成立、そして、2016年には、「平和に生きる権利」宣言、2017年には、核兵器禁止条約が成立した。NGOのICANが禁止条約の成立へ貢献したことでノーベル平和賞を受賞した。

このような歴史を見ると、日本国憲法の前文及び第9条は、人類が歴史の中で求めてきた最高の理念、到達点であり、世界の宝としてどうしても守り発展させるべきである。

以上